

2023年2月27日

各 位

東京都台東区上野 1 丁目 15-3

会社名 **株式会社 ナガホリ**

代表者名 代表取締役社長 長堀 慶太

(コード番号 8139 東証スタンダード)

問合せ先 常務取締役管理本部長 吾郷 雅文

(TEL. 03-3832-8266)

リ・ジェネレーション株式会社に対する「臨時株主総会に関する追加質問状
(1)」及び「臨時株主総会に関する当社宛て質問に対する回答書」
の送付に関するお知らせ

当社は、2023年2月21日付け「リ・ジェネレーション株式会社に対する株主提案についての『質問状』への回答の受領に関するお知らせ」で既にお知らせいたしましたとおり、リ・ジェネレーション株式会社(以下「提案株主」といいます。)に対し、提案株主が当社取締役に選任することを求めている提案株主代表者尾端友成氏を含む4名の候補者の当社取締役としての資質・適格性に関連する事項については、2023年3月16日に開催予定の当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)における議案の審議に際しての当社株主の皆様の判断に際して必要又は参考となると考えられるため、当該事項について質問を行うべく、2023年2月8日付けで「質問状」を交付したところ、同月20日付けで、提案株主より、当該「質問状」に対する回答(以下「本回答」といいます。)を受領いたしました。

上記プレスリリースにてもお知らせいたしましたとおり、「本回答」には、当社からの質問に対して正面から回答せず、極めて抽象的な回答に留まるものや、合理的な理由もなく回答を拒否するものが多数含まれていたほか、当社に対して逆に質問を行うことで自らの回答を回避しようとするものもあり、「本回答」は、提案株主が、当社の株主の皆様が本臨時株主総会での議案の審議に際して判断するのに必要又は参考となると考えられる情報を十分に開示したものととは到底評価することができないといわざるを得ませんでした。

このため、当社取締役会は、提案株主に対して、十分な回答がなされていない質問事項について真摯な回答を要請すべく、本日付けで「臨時株主総会に関する追加質問状(1)」を送付致しましたので、ここにお知らせいたします。

また、上記のとおり、「本回答」には、当社からの質問に対して回答できないことを理由とする、ないし、回答を避ける意図もあってか、当社に対する複数の「逆質問」も含まれておりました。当社としては、このような提案株主の姿勢は、株主の皆様への十分な情報の開示を拒もうとするものであって、極めて遺憾であると感じておりますが、それはさて措くとして、これらの当社に対する質問のうち一定のものについては、本臨時株主総会における議案の審議に際しての株主の皆様のご判断にも資するものと考えられましたので、提案株主に対して、上記「臨時株主総会に関する追加質問状(1)」に併せて、本日付けで「臨時株主総会に関する当社宛て質問に対する回答書」を送付し、これらの当社宛て質問に対しても回答するとともに、当社のウェブサイ

ト (<https://www.nagahori.co.jp/>) でも公表することといたしました。

特に、本臨時株主総会において当社が社外取締役候補者として擁立している洲桃麻由子氏（以下「洲桃氏」といいます。）の独立性に関する質問に対しては、提案株主らによる当社株式の大量買集めに関する当社のリーガル・アドバイザーが所属する西村あさひ法律事務所にかつて籍を置いていたことはあるものの、①同事務所はそもそも当社の顧問法律事務所ではなく、提案株主らによる上記大量買集めより以前には当社から同事務所に対する案件依頼の実績は全くないことに加えて、②洲桃氏自身も、8年以上前の2015年1月には西村あさひ法律事務所を退所して、自ら「すもも法律事務所」を開設しており、③両事務所の間には（洲桃氏以外には）人的交流もなく、④その後、西村あさひ法律事務所から洲桃氏への案件等の紹介も家族法関係を中心に年に1～2件程度と少数にとどまっているとの説明を同事務所と洲桃氏の双方から説明を受けているため、独立性には問題ない旨回答しております。

この点に関連して、提案株主のウェブサイトに掲載されている「株式会社ナガホリ再建・再生のために」において、当初、「アドバイザーである西村あさひ法律事務所より、取締役1名（候補者：洲桃麻由子）を選任」と記載し、あたかも洲桃氏が現在も西村あさひ法律事務所に在籍しているかのように記載していたことは、明らかに事実と反する記載であり、当社から2023年2月24日に裁判所を通じて強く抗議したところ、提案株主は同日中に上記記載を訂正して資料を差し替えましたが、差し替えた旨の記載は一切ありません。この点、株主の皆様におかれましては、提案株主の開示する情報の検討に当たっては、十分にご留意くださいますようお願い申し上げます。

なお、当社といたしましては、当社の質問及び提案株主の回答そのものを公表することで、当社の解釈や要約の正確性の問題を惹起せずに関し開示することができることから、投資家の皆様へ情報を共有するためにも、提案株主とのやり取りについてもインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nagahori.co.jp/>) に継続的に開示しております。提案株主の「本回答」並びに当社の「臨時株主総会に関する追加質問状（1）」及び「臨時株主総会に関する当社宛て質問に対する回答書」に関しても、従前と同様に当社のウェブサイトに掲載しておりますので、お知らせいたします。

以 上